

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いの町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高知県いの町長

公表日

平成30年8月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民健康保険に関する事務	
②事務の概要	いの町は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険に関する事務の適正な実施のため、国民健康保険法及び行政手続において特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等の受理、審査、応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤保険給付の一時差し止めに関する事務 ⑥保健事業の実施に関する事務 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	
③システムの名称	・国民健康保険資格システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・国保情報集約システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
・国民健康保険資格ファイル ・国民健康保険給付ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46,49,53条 【情報照会】20,25,26条	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	いの町役場町民課	
②所属長	町民課長 別役 理佳	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	いの町役場総務課 〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700番地1 電話番号088-893-1111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	いの町役場総務課 〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700番地1 電話番号088-893-1111	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]